

令和4年12月

伊 那 市 議 会 定 例 会 議 案
関 係 資 料

令和4年11月25日

令和４年１２月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第１号関係資料	西町公民館位置図……………	4
議案第４号関係資料(１)	市道路線認定位置図……………	5
議案第４号関係資料(２)	市道路線認定位置図……………	6
議案第５号関係資料(１)	市道路線廃止位置図……………	7
議案第５号関係資料(２)	市道路線変更位置図……………	8
議案第６号関係資料(１)	伊那市個人情報保護法施行条例及び伊那市個人情報保護審査会条例概要……………	9
議案第６号関係資料(２)	伊那市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例新旧対照表……………	10
議案第８号関係資料(１)	地方公務員法の一部改正に伴う職員の定年引上げ等の概要……………	11
議案第８号関係資料(２)	伊那市職員の分限に関する条例新旧対照表……………	14
議案第８号関係資料(３)	伊那市職員の定年等に関する条例新旧対照表……………	15
議案第８号関係資料(４)	伊那市職員の懲戒に関する条例新旧対照表……………	23
議案第８号関係資料(５)	伊那市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表……………	24
議案第８号関係資料(６)	伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表……………	25
議案第８号関係資料(７)	伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例新新旧対照表……………	26
議案第８号関係資料(８)	伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表……………	27
議案第８号関係資料(９)	伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表……………	30
議案第８号関係資料(10)	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表……………	39
議案第８号関係資料(11)	伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表……………	50
議案第８号関係資料(12)	伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表……………	51
議案第９号関係資料	伊那市職員の旅費等に関する条例新旧対照表……………	52

議案第10号関係資料	伊那市積立基金条例新旧対照表.....	53
議案第11号関係資料	伊那市保養センター条例新旧対照表.....	54
議案第14号関係資料	高遠城址公園使用料徴収条例新旧対照表.....	56

議案第1号関係資料

西町公民館位置図



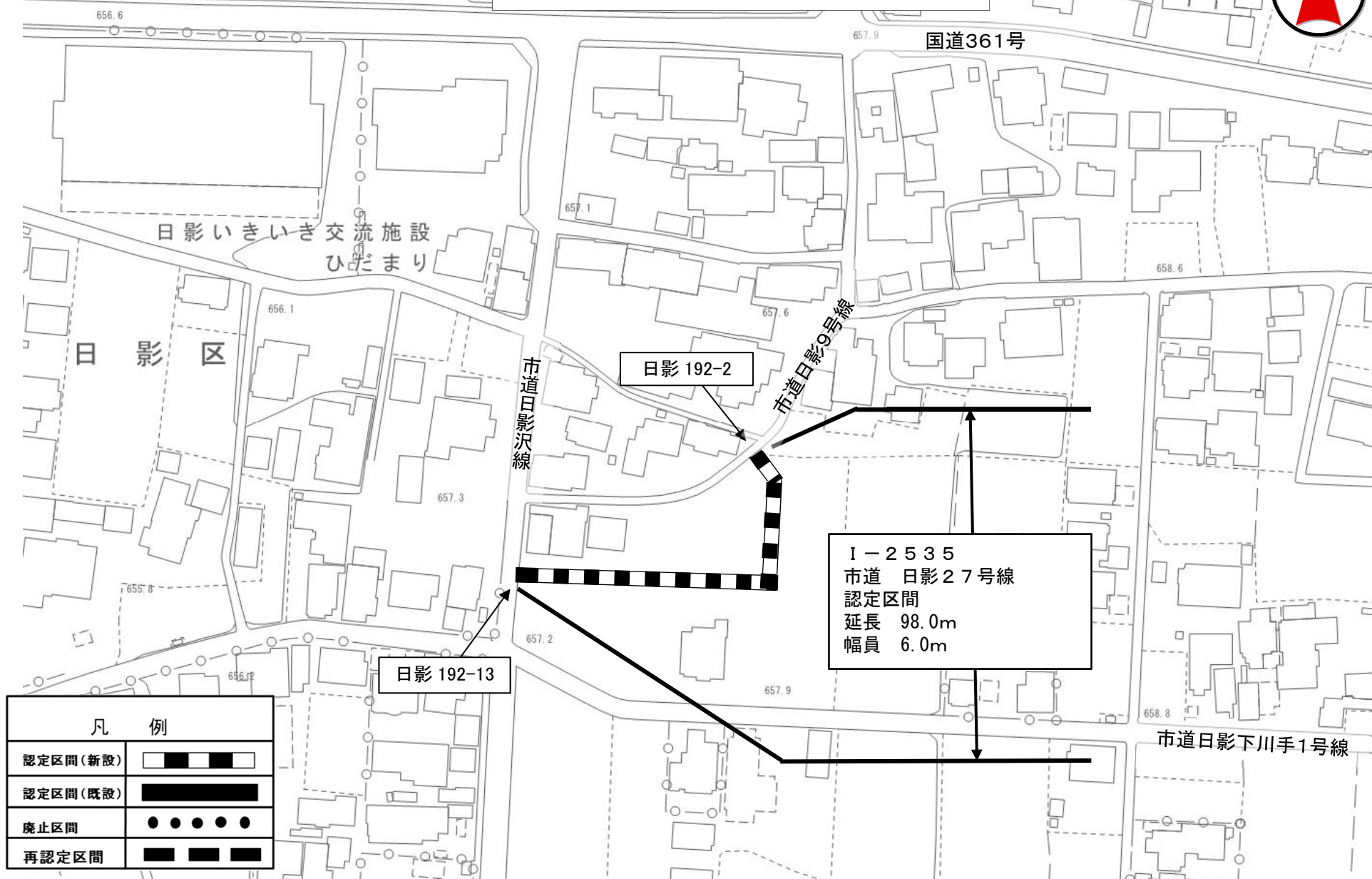
譲与建物の概要

所在地	伊那市西町5027番地 1
構造規模	鉄骨造 3階建て 944.04㎡
しゅん工年月日	昭和52年 4月10日

議案第4号関係資料(1)

市道路線認定位置図

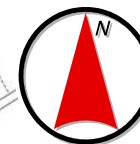






凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	

市道路線変更位置図



凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	

議案第6号関係資料(1)

伊那市個人情報保護法施行条例及び伊那市個人情報保護審査会条例概要

1 個人情報保護制度について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、本市を含む全国の地方公共団体の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から法の適用を受けることとなります。

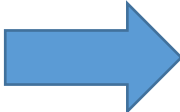
これに伴い、各地方公共団体の条例は、法により許容される範囲内で必要な事項を規定するものとされ、本市においては、伊那市個人情報保護条例（平成18年伊那市条例第19号）を廃止し、新たに伊那市個人情報保護法施行条例及び伊那市個人情報保護審査会条例を制定し、法の施行に関し必要な事項を定めます。

【現行】

所管	総務省		個人情報保護委員会	各地方公共団体
法令	行政機関 個人情報保護法	独立行政法人等 個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護条例
対象	国の行政機関	独立行政法人等	民間事業者	地方公共団体等

【見直し後】

個人情報保護委員会	
改正個人情報保護法 条例（新規制定）	
国の行政機関等 民間事業者	地方公共団体



このほか法は、適用対象から議会を除くほか、1,000人超の個人情報の取扱い事務は、個人情報ファイル簿として内容の公表を義務付けること等を規定しています。

2 条例に規定する主な事項について

(1) 伊那市個人情報保護法施行条例

ア 適用対象

市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び財産区（以下「市の実施機関」という。）となります。

イ 開示請求における手数料

住民サービス維持の観点から開示請求における手数料は、零とします。ただし、現行と同様に、開示文書の複写や送付等開示に要した実費は、負担を依頼します。

ウ 開示決定の期限

法では、開示請求等の開示決定は、30日以内に行うことを基本としていますが、住民サービス維持の観点から現行と同様に、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内に決定することとします。また、法で許容されている開示決定期間の延長は、30日以内であり、本市においては、現行の60日以内から短縮して、開示決定の基本となる15日に延長期間の30日を加えた45日以内に開示決定を行うことを基本とします。ただし、大量な開示請求等に係る場合（特例の延長）は、除きます。

(2) 伊那市個人情報保護審査会条例

市の実施機関及び伊那市議会の諮問に応じ審査請求についての調査審議を行います。

(3) 条例の施行日

令和5年4月1日

議案第6号関係資料(2)

伊那市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(秘密保持義務) 第11条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>伊那市個人情報保護条例（平成18年伊那市条例第19号）</u>第11条の規定により個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。	(秘密保持義務) 第11条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>第12条第1項の規定により個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

議案第8号関係資料(1)

地方公務員法の一部改正に伴う職員の定年引上げ等の概要

1 条例改正の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて、職員の定年引上げ等に関する条例を整備するものです。

2 定年引上げの趣旨

少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続いている中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を60歳以前と同様に本格的に活用することが不可欠となっています。
このような状況を踏まえ、定年引上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次世代の職員に知識、技術、経験等を継承しようとするものです。

3 整備する主な内容 【定年引上げに伴う段階的措置イメージ】

		⇒制度開始										制度完成⇒	
年度		R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
定年年齢		定年60歳	定年61歳		定年62歳		定年63歳		定年64歳		定年65歳		
			退職者なし		退職者なし		退職者なし		退職者なし		退職者なし		
A	昭和37年度生まれ (S37.4.2～S38.4.1)	60歳 退職	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
		暫定再任用											
B	昭和38年度生まれ (S38.4.2～S39.4.1)	59歳	60歳	61歳 退職	62歳	63歳	64歳	65歳					
				暫定再任用									
C	昭和39年度生まれ (S39.4.2～S40.4.1)	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 退職	63歳	64歳	65歳				
						暫定再任用							
D	昭和40年度生まれ (S40.4.2～S41.4.1)	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 退職	64歳	65歳			
								暫定再任用					
E	昭和41年度生まれ (S41.4.2～S42.4.1)	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 退職	65歳		
										暫定再任用			
F	昭和42年度生まれ (S42.4.2～S43.4.1)	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 退職	
												暫定再任用	
G	昭和43年度生まれ (S43.4.2～S44.4.1)	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 退職
													暫定再任用

役職定年、給与7割水準

令和4年度まで定年年齢（以下「定年」という。）は、60歳である。
昭和37年度生まれの職員は、令和5年3月31日に定年退職となる。

令和5年4月1日から定年の段階的な引上げを開始し、職員の定年を1歳ずつ段階的に引き上げる。

令和13年度末に定年の段階的な引上げが完了し、定年は、65歳となる。

(1) 定年の引上げ

令和5年4月1日から職員の定年を1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は、定年を65歳（医師は、現行の定年が65歳のため、最終的な定年は70歳となります。）とするものです。これにより、令和13年度末の定年の段階的な引上げが完了するまでの間は、結果的に定年退職者が2年に1度しか生じないことになります。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制度の導入

組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するため、課長級以上の職（以下「管理監督職」という。）の職員は、原則として、60歳に到達した日以後の最初の4月1日（以下「特定日」という。）に、管理監督職以外の職に降任（以下「役職定年制度」という。）することになります。ただし、次に掲げる場合は、特定日以後も引き続き管理監督職として任用（以下「異動期間の延長」という。）することを可能とします。この場合において、ア及びイにおいては、最長3年まで、ウにおいては、最長5年までの延長を可能とします。

ア 職務の遂行上の特別の事情がある場合（例 特別なプロジェクトの継続の必要がある場合など）

イ 職務の特殊性により欠員の補充が困難である場合（例 特殊な技能が必要な勤務、へき地の勤務など）

ウ 特定の管理監督職グループ（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、職員の年齢構成その他のこれらの欠員を容易に補充することができない特別な事情があるもの）に属する管理監督職を占める場合（元の管理監督職に引き続き留任又は同一のグループに属するほかの管理監督職に降任若しくは転任をすることが可能）

(3) 定年前再任用短時間勤務制度の導入

定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則としますが、60歳以上の職員について、健康上や人生設計上の理由等による多様な働き方を可能とするため、特定日以後、引き上げられた定年前に退職した職員は、本人の意向を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員として、短時間勤務の職に採用することができます。

この場合において、当該職員の任期は、引上げ後の定年の年度末までとすることを可能とします。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、給与の仕組等は、現行の再任用短時間勤務職員と同様となります。

(4) 特定日以後の給与等の取扱い

ア 特定日以後の職員の給料月額、当分の間、原則として、特定日前の給料月額の7割水準（以下「給料月額7割措置」という。）とします。

イ 引き上げられた定年前に退職する職員が不利にならないよう、当分の間、特定日以後で引き上げられた定年前に退職した場合であっても、退職手当は、改正後の定年退職に適用される支給率により算定します。

(5) 情報提供・意思確認制度の新設

任命権者は、当分の間、職員の60歳に到達する日が属する年度の前の年度に、以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供し、職員の60歳に到達する日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとします。

(6) その他

現行の再任用制度は、廃止となりますが、令和13年度末の定年の段階的な引上げ完了時まで「暫定再任用職員制度」に移行して残ることになります。

4 各条例の主な改正内容等

(1) 各条例の主な改正内容

条例名	主な改正内容
伊那市職員の分限に関する条例（第1条）	定年引上げに伴い、特定日以後の職員の給料月額7割措置の事由等を規定
伊那市職員の定年等に関する条例（第2条）	定年引上げ、役職定年制度、定年前再任用短時間勤務制度及び情報提供・意思確認制度等を規定
伊那市職員の懲戒に関する条例（第3条）	定年前に懲戒による減給処分を受け、処分の期間が特定日以後まで及ぶ場合の減給の限度額は、給料月額7割措置後の給与に対し、減額率を乗じることを規定
伊那市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（第4条）	外国の地方公共団体の機関等へ派遣できない職員に異動期間の延長をされた管理監督職の追加を規定
伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第5条）	公益的法人等へ派遣できない職員に異動期間の延長をされた管理監督職の追加等を規定
伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（第6条）	地方公務員法の改正に伴い、引用する規定の条項の改正等
伊那市職員の育児休業等に関する条例（第7条）	育児休業を取得できない職員に異動期間の延長をされた管理監督職の追加等を規定
伊那市一般職の職員の給与に関する条例（第8条）	特定日以後の給料月額7割措置及び定年前再任用短時間勤務職員の給与等を規定
伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（第9条）	特定日以後で引き上げられた定年前に退職した場合であっても、退職手当は、改正後の定年退職として基本額を算定する等を規定
伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第10条）	地方公務員法の改正に伴い、引用する規定の条項の改正等
伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第11条）	地方公務員法の改正に伴い、引用する規定の条項の改正

(2) 廃止する条例の主な内容

条例名	主な内容
伊那市職員の再任用に関する条例（第12条）	現行の再任用制度を廃止

5 施行期日

令和5年4月1日（改正規定の一部は、公布の日、令和4年7月1日又は令和4年10月1日に施行）

議案第8号関係資料(2)

伊那市職員の分限に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
附 則	附 則
1 ～ 4 略	1 ～ 4 略 (降給に関する経過措置) <u>5 当分の間、伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号）附則第15項の措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。</u> <u>6 前項の降給の処分は、同項に掲げる措置の適用により給料月額が異動することとなった旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</u>

議案第8号関係資料(3)

伊那市職員の定年等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
	目次 <u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 定年制度（第2条―第5条）</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）</u> <u>第4章 定年后再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u> <u>第5章 雑則（第14条）</u> <u>附則</u>
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	<u>第1章 総則</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u>の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
(定年による退職) 第2条 略	<u>第2章 定年制度</u> (定年による退職) 第2条 略
(定年) 第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、診療所その他医療業務を担当する部署等のある施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師は、年齢<u>65年</u>とする。	(定年) 第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。ただし、診療所その他医療業務を担当する部署等のある施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師は、年齢<u>70年</u>とする。
(定年による退職の特例)	(定年による退職の特例)

旧	新
第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u> (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき。</u> (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u> (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき。</u> 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、<u>第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u>	第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により<u>生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。</u> (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。</u> 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u>

旧	新
5 略	5 略
	<u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u> <u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。</u> <u>(1) 伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号）第41条に規定する職</u> <u>(2) 前号に掲げる職に準ずる職として市長が定める職</u>
	<u>(管理監督職勤務上限年齢)</u> <u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u>
	<u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u> <u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u> <u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u> <u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u> <u>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員</u>

旧	新
	<u>(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u>
	<u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u> <u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u> <u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないこと。</u>

旧	新
	<u>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u> <u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u>
	<u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u> <u>第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u>
	<u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u> <u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異</u>

旧	新
	<u>動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u>
	第4章 定年前再任用短時間勤務制 <u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u> 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比して短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。
	第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、上伊那広域連合、伊那中央行政組合及び長野県上伊那広域水道用水企業団の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。
	第5章 雑則 <u>(補則)</u> 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

旧	新																
附 則	附 則																
この条例は、平成18年3月31日から施行する。	<u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。 <u>(定年に関する経過措置)</u> 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td><td>61年</td></tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td><td>62年</td></tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>63年</td></tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>64年</td></tr> </table> 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、伊那市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年伊那市条例第 号。以下次項において「令和4年改正条例」という。）第2条の規定による改正前の第3条ただし書に掲げる職員であって、第3条ただし書の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td><td>66年</td></tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td><td>67年</td></tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>68年</td></tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>69年</td></tr> </table> <u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u> 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第3条ただし書及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年																
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年																
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年																
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年																
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年																
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年																
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年																
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年																

旧	新
	<u>日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u>

議案第8号関係資料(4)

伊那市職員の懲戒に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下の<u>期間</u>給料月額（法第22条の2第1項第1号に規定する職員で伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊那市条例第16号）第2条に規定する報酬が支給される者にあつては、その報酬）の10分の1以下に相当する額を給与から減じるものとする。	(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下の<u>期間、その発令の日に受ける給料月額</u>（法第22条の2第1項第1号に規定する職員で伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊那市条例第16号）第2条に規定する報酬が支給される者にあつては、その報酬）の10分の1以下に相当する額を給与から減じるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>

議案第8号関係資料(5)

伊那市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) 略 <u>(3) 略</u>	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) 略 <u>(3) 伊那市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(4) 略</u>

議案第8号関係資料(6)

伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</u> (2) 略 (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(市長が規則で定める職員を除く。) (4) 略 <u>(5) 略</u> 3 略	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 略 (3) 地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員(市長が規則で定める職員を除く。) (4) 略 <u>(5) 伊那市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(6) 略</u> 3 略
(法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 略</u>	(法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 伊那市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(6) 略</u>

議案第8号関係資料(7)

伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(勤務時間等) 第2条 略 2 略 3 法第28条の5第1項及び同法第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4～5 略 6 日曜日及び土曜日は、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）とし、前各項に規定する勤務時間は、市長が規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 7～8 略	(勤務時間等) 第2条 略 2 略 3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4～5 略 6 日曜日及び土曜日は、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）とし、前各項に規定する勤務時間は、市長が規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 7～8 略
(非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第17条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。	(非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第17条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

議案第8号関係資料(8)

伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(育児休業をすることができない職員) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に定める職員とする。 (1)～(2) 略 (3) 略	(育児休業をすることができない職員) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に定める職員とする。 (1)～(2) 略 <u>(3) 伊那市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(4) 略</u>
(法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) 略 (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「法定育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法定育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日 （当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成18年伊那市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定により、市長の定める基準に従い、任命権者が定める非常勤職員の休暇（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である場合にあっては、勤務時間条例第13条の規定により市長が規則で定める休暇）のうち職員の出産に係るものにより勤務しなかつ	(法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) 略 (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「法定育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法定育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日 （当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成18年伊那市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定により、市長の定める基準に従い、任命権者が定める非常勤職員の休暇（当該非常勤職員が定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である場合にあっては、勤務時間条例第13条の規定により市長が規則で定める休暇）のうち職員の出産に係るものにより勤務し

旧			新		
た日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日) (3) 略			なかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日) (3) 略		
(育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) 略			(育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) 略 (3) <u>伊那市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u>		
(育児短時間勤務職員等の給与条例の特例) 第19条 育児短時間勤務をしている職員(法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)に対する給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(育児短時間勤務職員等の給与条例の特例) 第19条 育児短時間勤務をしている職員(法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)に対する給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第7条第1項	決定する	決定するものとし、 <u>その者</u> の給料月額は、 <u>その者</u> の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた <u>その者</u> の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする	第7条第1項	決定する	決定するものとし、 <u>当該職員</u> の給料月額は、 <u>当該職員</u> の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた <u>当該職員</u> の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする
第7条第2項及び第8条第2項	決定する	決定するものとし、 <u>その者</u> の給料月額は、 <u>その者</u> の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	第7条第2項及び第8条第2項	決定する	決定するものとし、 <u>当該職員</u> の給料月額は、 <u>当該職員</u> の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第1項	<u>とする</u>	<u>に、算出率を乗じて得た額とする</u>			
第25条第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	<u>法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)</u>	第25条第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下</u>

旧			新		
					「育児短時間勤務職員等」という。）
略			略		
（部分休業をすることができない職員） 第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）略 （2）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）			（部分休業をすることができない職員） 第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）略 （2）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）		
（部分休業の承認） 第21条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第4条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 略			（部分休業の承認） 第21条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第4条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 略		

議案第8号関係資料(9)

伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(給与の種類) 第2条 この条例において「給与」とは、常勤職員（<u>法第28条の4第1項及び同法第28条の6第1項の規定により採用された職員（以下「再任用常勤職員」という。）</u>を除く。）については、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）をいい、非常勤職員（<u>法第28条の5第1項及び法第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u>を除く。）については、報酬をいう。 2 <u>再任用常勤職員及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員」という。）</u>に支給する給与は、給料、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当とする。	(給与の種類) 第2条 この条例において「給与」とは、常勤職員（<u>法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>を除く。）については、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）をいい、非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）については、報酬をいう。 2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に支給する給与は、給料、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当とする。
(再任用職員の給料月額) 第10条 <u>再任用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u> 2 <u>再任用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>	(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額) 第10条 <u>定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>

旧	新
(通勤手当の額) 第25条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき市長が定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>） (2) 前条第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき当該右欄に定める額（<u>再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員にあっては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額</u>） (表 略) (3) 前条第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額	(通勤手当の額) 第25条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき市長が定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>） (2) 前条第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき当該右欄に定める額（<u>定年前三任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員にあっては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額</u>） (表 略) (3) 前条第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
(時間外勤務手当) 第35条 正規の勤務時間外に勤務を命じられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第64条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額	(時間外勤務手当) 第35条 正規の勤務時間外に勤務を命じられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第64条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た

旧	新
を時間外勤務手当として支給する。 2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 3 正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第6項から第8項までの規定に基づく週休日における勤務のうち市長が別に定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（<u>前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第64条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 4 勤務時間条例第5条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第64条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）から第1項に規定する市長が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 5 略	額を時間外勤務手当として支給する。 2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 3 正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第6項から第8項までの規定に基づく週休日における勤務のうち市長が別に定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第64条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 4 勤務時間条例第5条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第64条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）から第1項に規定する市長が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 5 略
（期末手当の額） 第48条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（第52条第1項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における<u>その者の</u>在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗	（期末手当の額） 第48条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（第52条第1項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における<u>当該職員の</u>在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を

旧	新
じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。 3～5 略	乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。 3～5 略
(期末手当の支給制限) 第49条 次の各号のいずれかに該当する者には、第47条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)～(2) 略 (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの	(期末手当の支給制限) 第49条 次の各号のいずれかに該当する者には、第47条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)～(2) 略 (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの
(期末手当の支給の一時差止め) 第50条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第6項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2～5 略 6 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場	(期末手当の支給の一時差止め) 第50条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第6項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2～5 略 6 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場

旧	新
合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)～(3) 略 7～9 略	合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)～(3) 略 7～9 略
(勤勉手当の支給) 第51条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。	(勤勉手当の支給) 第51条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。
(勤勉手当の額) 第52条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前条の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額 (2) 前条の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額 2～3 略	(勤勉手当の額) 第52条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前条の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額 (2) 前条の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額 2～3 略

旧	新
附 則	附 則
1～14 略	1～14 略 (60歳を超える職員の給与月額の特例) 15 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条並びに第8条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u> 16 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u> (1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u> (2) <u>伊那市職員の定年等に関する条例（平成18年伊那市条例第25号。以下この項において「定年条例」という。）第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師が占める職員</u> (3) <u>定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に掲げる職を占める職員</u> (4) <u>定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u> 17 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける</u>

旧									新								
									給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。 18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。 19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 21 当分の間、附則第15項の規定の適用を受ける職員のうち、第44条の規定により初任給調整手当を支給される職員に対する第45条の規定の適用については、同条中「市長が定める調整数を乗じて得た額」とあるのは、「市長が定める調整数を乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。 22 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。								
別表第1（第5条関係） 行政職給料表									別表第1（第5条関係） 行政職給料表								
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用	略								定年前	略							

旧						新					
<u>職員以外 の職員</u>						<u>再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員</u>					
<u>再任用 職員</u>	略					<u>定年前 再任用 短時間 勤務職 員</u>	略				
医療職給料表(1)						医療職給料表(1)					
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用 職員以外 の職員</u>	略					<u>定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員</u>	略				
<u>再任用 職員</u>	略					<u>定年前 再任用 短時間 勤務職 員</u>	略				
医療職給料表(2)						医療職給料表(2)					
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用 職員以外 の職員</u>	略					<u>定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員</u>	略				
<u>再任用 職員</u>	略					<u>定年前 再任用 短時間</u>	略				

旧		新	
		勤務職 員	

議案第8号関係資料(10)

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、一般職の職員のうち常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例に基づく勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が、18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により、勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、この限りでない。	(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、一般職の職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例に基づく勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第10条第2項において「勤務日数」という。）</u>が、18日（<u>1月間の日数（伊那市の休日定める条例（平成18年伊那市条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）</u>が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。<u>第10条第2項において「職員みなし日数」という。）</u>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により、勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第22条の2第1項第1号に規定する職員については、この限りでない。
(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) <u>地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u>	(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) <u>地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u>

旧	新
(2)～(4) 略 2～3 略	(2)～(4) 略 2～3 略
(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者 (2)～(7) 略 2～3 略	(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者 (2)～(7) 略 2～3 略
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢（退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢をいう。）が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 (表 略)	(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢（退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢をいう。）が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 (表 略)
(退職手当の調整額) 第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び伊那市職員の分限に関する条例（平成18年伊那市条例第24号）第2条の規定による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要す	(退職手当の調整額) 第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び伊那市職員の分限に関する条例（平成18年伊那市条例第24号）第2条の規定による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要す

旧	新
る日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。 (1)～(6) 略 2～5 略	る日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。 (1)～(6) 略 2～5 略
(定年前に退職する意思を有する職員の募集等) 第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集 (2) 略 2～17 略	(定年前に退職する意思を有する職員の募集等) 第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集 (2) 略 2～17 略
(失業者の退職手当) 第10条 略 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。 (1)～(2) 略 3 略	(失業者の退職手当) 第10条 略 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。 (1)～(2) 略 3 略

旧	新
4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである<u>職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</u> 5～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(4) 略 (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 雇用保険法第58条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) 略 12～17 略	4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである<u>職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。</u> 5～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(4) 略 (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 雇用保険法第58条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) 略 12～17 略
(退職手当の支払の差止め)	(退職手当の支払の差止め)

旧	新
第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) 略 6～10 略	第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) 略 6～10 略
（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。	（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

旧	新
(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 略	(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 略
（退職をした者の退職手当の返納） 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。	（退職をした者の退職手当の返納） 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

旧	新
2～6 略	2～6 略
(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する伊那市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴	(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する伊那市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴

旧	新
をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 6～8 略	をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 6～8 略
附 則	附 則

旧	新
1～6 略 7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。 8 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 9 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。 10～17 略 18 <u>令和4年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。	1～6 略 7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び<u>附則第19項から第26項まで</u>の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。 8 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2 <u>及び附則第22項</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 9 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条 <u>又は附則第20項</u>の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。 10～17 略 18 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。 <u>19 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合にお</u>

旧	新				
	る第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「<u>第5条又は附則第19項</u>」とする。 20 <u>当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「<u>第5条又は附則第20項</u>」とする。</u> 21 <u>前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u> (1) <u>伊那市職員の定年等に関する条例（平成18年伊那市条例第25号）第3条ただし書に規定する職員</u> (2) <u>給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員</u> 22 <u>伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号）附則第15項の規定による職員の給料月額の変改は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u> 23 <u>当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年から」とあるのは「定年（附則第21項各号に掲げる職員以外の職員にあっては60歳とし、同項各号に掲げる職員にあっては65歳）から」と、同条の表の第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表の第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年（附則第21項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、同項各号に掲げる職員にあっては65歳）」とする。</u> 24 <u>当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年から」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年から」とあるのはそれぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table border="1" data-bbox="1153 1380 2134 1455"> <tr> <td data-bbox="1153 1380 1680 1417">附則第21項各号に掲げる職員以外の職員</td><td data-bbox="1682 1380 2134 1417">60歳から</td></tr> <tr> <td data-bbox="1153 1418 1680 1455">附則第21項各号に掲げる職員</td><td data-bbox="1682 1418 2134 1455">65歳から</td></tr> </table>	附則第21項各号に掲げる職員以外の職員	60歳から	附則第21項各号に掲げる職員	65歳から
附則第21項各号に掲げる職員以外の職員	60歳から				
附則第21項各号に掲げる職員	65歳から				

旧	新
	25 <u>当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表の第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表の第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第24項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u> 26 <u>当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第24項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表の第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表の第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u>

議案第8号関係資料(11)

伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(給与の種類) 第2条 企業職員で、次に掲げるもの(この条を除き、以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 (1) 略 (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の5第1項及び第28条の6第2項</u>の規定により採用された職員(第4項において「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。) 2 略 3 <u>常時勤務を要する職員(地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用された職員(次項において「再任用常勤職員」という。))を除く。)</u>の手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第38条に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)及び退職手当とする。 4 <u>再任用常勤職員及び再任用短時間勤務職員</u>の手当の種類は、地域手当、通勤手当、<u>単身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当、管理職手当</u>、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当とする。	(給与の種類) 第2条 企業職員で、次に掲げるもの(この条を除き、以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 (1) 略 (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員(第4項において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。) 2 略 3 常時勤務を要する職員の手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第38条に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)及び退職手当とする。 4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当とする。

議案第8号関係資料(12)

伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況 (2)～(11) 略	(報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況 (2)～(11) 略

議案第9号関係資料

伊那市職員の旅費等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧						新					
別表第1（第13条―第16条、第18条、第25条関係）						別表第1（第13条―第16条、第18条、第25条関係）					
区分	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）	区分	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
			県外	県内					県外	県内	
市長等	<u>19円</u>	2,600円	13,100円	11,800円を上限とした実費額	2,600円	市長等	<u>37円</u>	2,600円	13,100円	11,800円を上限とした実費額	2,600円
一般職の職員等	<u>19円</u>	2,200円	10,900円	9,800円を上限とした実費額	2,200円	一般職の職員等	<u>37円</u>	2,200円	10,900円	9,800円を上限とした実費額	2,200円
備考 略						備考 略					

議案第10号関係資料

伊那市積立基金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表（第2条、第7条関係）			別表（第2条、第7条関係）		
名称	目的及び使途	会計名	名称	目的及び使途	会計名
略			略		
<u>ごみ処理施設整備基金</u>	<u>ごみ処理施設の整備、維持管理等に要する費用の財源に充てる。</u>	伊那市一般会計	<u>廃棄物処理施設整備基金</u>	<u>廃棄物処理施設の整備、維持管理等に要する費用の財源に充てる。</u>	伊那市一般会計
略			略		

議案第11号関係資料

伊那市保養センター条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新														
(名称及び位置) 第2条 保養センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>羽広荘</td><td>伊那市西箕輪3822番地30</td></tr><tr><td>高遠さくらホテル</td><td>伊那市高遠町勝間217番地</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	名称	位置	羽広荘	伊那市西箕輪3822番地30	高遠さくらホテル	伊那市高遠町勝間217番地	略		(名称及び位置) 第2条 保養センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>高遠さくらホテル</td><td>伊那市高遠町勝間217番地</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	名称	位置	高遠さくらホテル	伊那市高遠町勝間217番地	略	
名称	位置														
羽広荘	伊那市西箕輪3822番地30														
高遠さくらホテル	伊那市高遠町勝間217番地														
略															
名称	位置														
高遠さくらホテル	伊那市高遠町勝間217番地														
略															
(使用時間及び休業日) 第5条 保養センターの宿泊及び休憩についての使用時間は、次のとおりとする。 (1) 宿泊の場合の使用時間 ア 羽広荘 午後3時から翌日午前10時まで イ 高遠さくらホテル 午後3時から翌日午前10時まで ウ 仙流荘 午後3時から翌日午前10時まで エ 入野谷 午後3時から翌日午前10時まで (2) 羽広荘の休憩についての使用時間 次の表のとおりとする。ただし、羽広荘の宿泊施設を休憩のために使用するときは、午前10時から午後3時までとする。 <table><tr><th>期間</th><th>使用時間</th></tr><tr><td>5月から10月まで</td><td>午前8時から午後9時まで</td></tr><tr><td>11月から4月まで</td><td>午前9時から午後5時まで</td></tr></table> 2 保養センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、その翌日とする。 (1) 羽広荘 毎月第1火曜日及び第3火曜日 (2) 略 (3) 略 (4) 略 3 略	期間	使用時間	5月から10月まで	午前8時から午後9時まで	11月から4月まで	午前9時から午後5時まで	(使用時間及び休業日) 第5条 保養センターの宿泊の場合の使用時間は、次のとおりとする。 (1) 高遠さくらホテル 午後3時から翌日午前10時まで (2) 仙流荘 午後3時から翌日午前10時まで (3) 入野谷 午後3時から翌日午前10時まで 2 保養センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、その翌日とする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 3 略								
期間	使用時間														
5月から10月まで	午前8時から午後9時まで														
11月から4月まで	午前9時から午後5時まで														

旧	新
別表（第10条関係） 1 <u>羽広荘</u> 、高遠さくらホテル、仙流荘及び入野谷宿泊料 （表 略） 2～3 略	別表（第10条関係） 1 高遠さくらホテル、仙流荘及び入野谷宿泊料 （表 略） 2～3 略

議案第14号関係資料

高遠城址公園使用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
1 高遠城址公園駐車場使用料			1 高遠城址公園駐車場使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
自動二輪車		<u>200円</u>	自動二輪車		<u>500円</u>
原動機付自転車			原動機付自転車		<u>200円</u>
2～3 略			2～3 略		